



2022年3月16日

各 位

上場会社名 オーエス株式会社
代表者名 取締役社長 高橋 秀一郎
(コード：9637 東証第二部)
問い合わせ先 取締役常務執行役員 外子浦 孝 行
TEL 06-6361-3554

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月16日開催の取締役会において、2022年4月21日開催予定の当社第104回定時株主総会に定款一部変更について議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 現行定款の目的事項について、当社グループ各社の事業領域拡大の観点から追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2022年4月21日(木)
定款変更の効力発生日(予定)	2022年4月21日(木)

以 上

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～15. (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>16. ～17. (条文省略) (新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～15. (現行どおり)</p> <p>16. <u>ソフトウェア並びに映像・音声ソフトに関する企画、開発、製作、配信、管理、運営及び販売</u></p> <p>17. <u>著作権、商品化権、商標権その他の知的財産権の取得、使用、利用許諾その他の管理</u></p> <p>18. ～19. (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、前項各号の事業に附帯または関連する一切の事業その他前項の目的を達成するために必要な事業並びに出資を行うことができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載し</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p>ないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--------------	---

以 上